

菟田町公衆無線 LAN サービス利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、町民及び来訪者に対する、通常時又は災害時において、情報の取得及び発信の利便性向上を図るため、菟田町（以下、「町」という。）が整備した公衆無線 LAN サービス（以下、「本サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 町は、この利用規約に同意した者（以下、「利用者」という。）に対して、本サービスを提供するものとする。

2 利用者は、本規約に同意したものとみなす。

3 利用者は、個人とし、法人等による組織的な利用は、認めない。ただし、町が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(本サービスの内容)

第3条 利用者は、本サービスの利用可能エリアにおいて、利用者が用意した Wi-Fi 接続機能を有する通信機器を、町が提供する公衆無線 LAN を利用してインターネットに接続することができる。

(利用料等)

第4条 本サービスの利用料は、無料とする。ただし、インターネット上の有料サービスに係る費用は、利用者が負担する。

2 本サービスを利用するために必要な通信機器等の設備等の費用は利用者が負担する。

(本サービスの利用)

第5条 本サービスを利用するための通信機器等の設定及び操作等については、利用者が行うものとする。

2 利用者は、本サービスの利用に際し、施設等のルール及びマナー等を遵守しなければならない。

3 町は、利用者が利用する情報通信端末及びその付属機器等に供給する電源を提供しない。

4 本サービスを利用する上で必要なセキュリティ対策は、利用者の責務において行うものとする。

(利用場所及び利用時間)

第6条 本サービスを利用することができる場所及び時間は、別表に定めるとおりとする。ただし、町が必要と認めたときは、利用者に事前に通知することなく、利用場所及び利用時間を変更することができる。

(利用履歴情報及び特性情報の利用目的及び取扱い)

第7条 町は、利用者が本サービスを利用した際に、次の情報を取得するものとする。

- (1) 利用時間の状況
- (2) 利用端末の状況
- (3) 利用履歴の情報
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に町が必要と認める情報

2 町は、前項の規定により取得した情報を、本サービスの利用状況の調査やサービス内容の充実、サービスの改善等を行う場合に利用するものとする。また、拠点ごとの利用者数、利用時間帯、利用端末の状況及び利用履歴の情報については、個人を特定できない情報に処理した後、町の観光振興及び防災対策等における活用のため第三者の利用に供することがある。

(個人情報の利用目的及び取扱い)

第8条 町は、本サービスの利用に伴い、利用者から取得した個人情報を次の目的に限り利用する。

- (1) 本サービスを提供するため
- (2) 本サービスの質を向上させ、利用者の便宜を図るため

(著作権等)

第9条 本サービス及び本サービス上で表示される各種情報等に関する著作権等の知的財産権は、町又はそれぞれの権利者に帰属する。

(禁止事項)

第10条 利用者は、本サービスの利用において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 第三者又は町の著作権又はその他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 第三者又は町の財産又はプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 前号のほか第三者又は町に不利益又は損害を与える行為又は与える恐れのある行為
- (4) 他の利用者の迷惑となる行為

- (5) 誹謗中傷する行為
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく行為若しくはそのおそれのある行為
- (8) 性風俗、宗教又は政治に関する活動
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じて又は本サービスに関連して使用し、又は提供する行為
- (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘因販売取引その他の目的で特定又は不特定多数の大量のメールを送信する行為
- (11) 前各号に掲げるもののほか、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は町が不適切であると判断する行為

（本サービスの中止）

第11条 町は、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、本サービスの運用を利用者に通知することなく中止し、又は中断することができる。

- (1) 本サービスのシステムの保守又は工事を、定期的又は緊急に行う場合
- (2) 地震、洪水、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの運用が通常どおり運用できなくなった場合
- (3) 本サービスのシステムに係る設備の障害、ネットワークの障害その他やむを得ない事由がある場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町が本サービスの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

2 利用者が本規約に定める事項の一つにでも違反した場合、町は、なんらの通知を行うことなく当該利用者との間において本規約を解約し、当該利用者を本サービスから退会させ、本サービスの使用を中止させることができる。

3 前二項の規定により、サービスが中止され利用者に損害が生じた場合であっても、町はいかなる責任も負わない。

（免責事項）

第12条 町は、前条に規定するもののほか、利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

2 町は、本サービス内容及び利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性又は有用性につき、いかなる保証も行わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

4 本サービスの利用に係る利用者の通信機器の設定は、利用者が行うものとし、通信

機器の構成や設定等その他の理由により本サービスを利用できない場合があっても、町は一切の責任を負わないものとし、個別の問合せにも対応しないものとする。

5 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、町は、一切の責任を負わないものとする。

6 町は、本サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のウェブサイトへの接続を制限することができるものとする。

7 本サービスでは、電波状況や回線状況等により、その接続や速度は、保障しないものとする。

(本規約の変更)

第13条 本規約の内容は、利用者の承諾を得ることなく、又は事前に予告することなく変更することができる。この場合において、本規約の変更後に本サービスを利用するときは、利用者は、変更後の本規約に同意したものとみなす。

附 則

この規約は、令和4年6月1日から施行する。

別表

利用場所	利用時間
菟田町役場本庁舎	開庁時間内
菟田町立中央公民館	開庁時間内及び避難所開設時
菟田町立北公民館	開庁時間内及び避難所開設時
菟田町立西部公民館	開庁時間内及び避難所開設時
小波瀬コミュニティセンター	開庁時間内及び避難所開設時
菟田町総合体育館	開庁時間内
菟田町立文化会館	開庁時間内
菟田町立図書館	開庁時間内
菟田町総合福祉会館	開庁時間内及び避難所開設時